

第17回日本古典籍講習会 (2019年度)

主催
人間文化研究機構国文学研究資料館
国立国会図書館

【講義10】
幕末明治の出版文化

- ・日時：2019年7月3日(水)
- ・場所：国文学研究資料館 大会議室(2階)
- ・14:30~15:20(50分)
- ・山本和明(国文学研究資料館教授)

本の大きさと「格」



※購入する本/貸本屋から借りる本
 ※紙の状態(上質の楮(こうぞ)紙/漉き返し紙[再生紙])
 ※残存率(消費されたモノは残らない→→いまや貴重に)

NO IMAGE

絵草紙屋
 長崎大学附属図書館
 幕末・明治期
 日本古写真メタデータ・データベース 目録
 番号2448

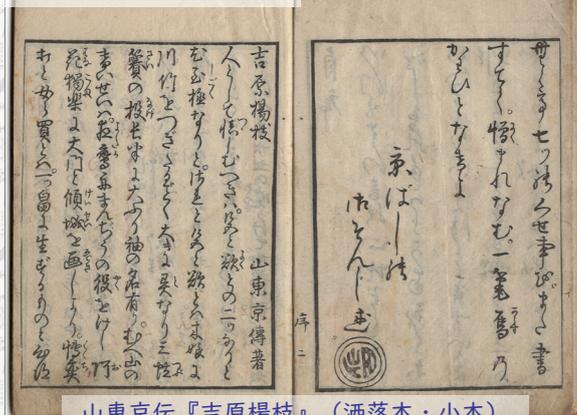


幕末明治の書店店頭

本は平置きするもの
 立てるようには出来ない
 洋装本に存する背題は存在しない

江戸土産之内 絵ざうし屋

改革とジャンルの変化



山東京伝『吉原揚枝』(洒落本・小本)



三代歌川豊国『今様見立士農工商』安政4年(1857)
国立国会図書館 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1307620>

錦絵と絵本 書物=商品(商業出版)
袋入



為永春水『春色英対暖語』 DOI: 10.20730/200012789 (人情本・中本)

■地本

文化的にも後進地域であった江戸での出版は、特に絵草子・草双紙といった種類のもので、ローカルな出版物であるという意味の「地本」という名称を以て行われ、それらは明暦・万治(1655-61)頃から次第に発展して、やがて享保を過ぎる頃、文運東漸の波に乗って急激に伸張し、「地本問屋」と称して、書物屋仲間とは別の、「地本問屋仲間」を結成し、おおいに発興した。この地本屋が出版したのが、いわゆる「地本」の類、即ち芝居関係の本や、「江戸戯作」とよばれるものの殆どを含む草子類である。

表紙の色や書型など、外型による名目が目立つ所が地本の特色でもあるので、研究には、特に外型の如何に対する配慮を重要とする。

■戯作とは

文学史上では滑稽本に包括される談義本、洒落本、黄表紙、咄本などの作品群であり、それに前期読本をも加える。すなわち老中松平定信の寛政改革によって、出版取締令の対象となるまで江戸で出版された文学作品を、総称して戯作というのが狭義の戯作であり、広義では狭義のものに加えて、寛政改革以後出版された滑稽本、人情本、合巻、後期読本をもふくめていう。要するに十八世紀中葉以後、江戸で出版された小説の総称といってよい。



式亭三馬『浮世風呂』 DOI: 10.20730/200015779 (滑稽本・中本)



笠亭仙果『犬の仲紙』（読本抄録合巻・中本）



栗枝亭陶山（鬼卯）『新編陽炎之巻』（読本・半紙本）

草双紙合巻の史的変遷

揺籃期	文化元年1804～文化六年1809	短編読切
定着期	文化七年1810～文化十四年1817	短編読切
発展期	文政元年1818～文政六年1823	短編読切が中心
転換期	文政七年1824～天保十四年1843	短編長編の併存
沈滞期	弘化元年1844～明治九年1876	長編続物が中心
終息期	明治十年1877～明治二十年頃1887	新聞雑誌へ解消

鈴木重三作成（「合巻について」大東急記念文庫1961）・高木元修正（草双紙の〈明治〉）

中野三敏『江戸の板本』より

◇刊（板・版）

※厳密に言えば、板木が彫りあげられ、その板木によって刷りあげられた本が、最初に刊行された時点と言う。

※刊記を持たぬのが通例の草双紙などの場合、後期になると浮世絵と同じく行事の改め印や極め印を必要とし、その改めの年の干支を印文にしたものを巻頭に彫りつけてあるのが明証となる。そうした明証を求め得ぬ場合は、その本の刊行時に記されたと認定し得る序跋類に年記があれば、それを引用して「何年序刊」「何年跋刊」の如くいう。

※和古書の場合、たとえ彫り代えて板を改めていても、奥付には原のままの年記を再度彫りつけていたりする場合が多く、改板の年次を知る術を持ち得ぬ場合が多いのも事実である。

◇印（刷・摺）

※書誌学用語としての「印」はその本が実際に刷りあげられた時点という。※古書の場合、当該本の印刷の時点はそれほど厳密にわからない場合が多いので、版面を見て殆ど摩滅欠損の無い正整なものを「初印」（初刷り・初摺り）、逆に摩滅欠損が目立つものを「後印」（後刷り・後摺り）とするのが通例ではある。



※揃いで残っているとは限らない（上下二冊のうち一方だけ存する／長編合巻の一部だけ存する等）
※表紙などが元のままではない（簡便な装幀→自由に直せる）

※少しでも原本に触れたことのある者ならば、一口に板と摺りに関する記述といっても、そう簡単に判断できるものでないことは誰でも知っている。本というものは、常に相対的な存在であるという認識に基づく必要があるから、この本こそ初板初摺だと断言するのはなかなか難しい。つまり、何処から、もっとよい本が出てくるかも知れないという認識なしに本と向き合うことはできないのである。まして、出版当初の姿をそのまま残している本が甚だ少ない中において、後摺時の板元や、貸本屋、所蔵者などが後から加えた改変を見分けるのは大変である。

※近世期に出された板本は明治に入ってからも多く摺られており、それら後摺本に関する所在情報や書誌情報も研究には不可欠であるにも関わらず、検索する手段が狭められている

高木元「読本の書誌をめぐって」より抜粋

▶ 少しでも正確な情報記載が研究を推進（刊記等）



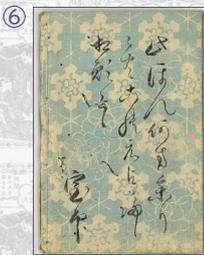
同じですか？

NO IMAGE

早稲田大学本：へ13_01178_0097



後から加えた改変を見分ける



所蔵者による改変を経た残存
 (上下・上中下など散逸を防ぐ)
 ※袋を表紙に(絵の摩耗を防ぐ…貸本屋など)
 ※錦絵表紙を鑑賞しやすく
 ※結果として一枚後ろ表紙が必要なくなる?
 そもそも後ろ表紙の欠落本が多い



訪書の旅 集書の旅

財団法人日本古典文学会編 昭和六十三年四月刊

わたくしがたった一つだけだが寄贈したものがあ
 るなどというところ、誰しも驚くに違いない。同館編
 『西鶴』を見ているうちに、ふと『西鶴諸国』はな
 し『西鶴』の表紙の図版が、右肩に見える木下氏の
 書入れの文字もそのまま、わたくしの手にもた
 る同書の本文のすべてを欠落した表紙表紙だけ
 のものと、そっくり同じであることを見つけた。
 しかもあいにく、題名はあるが巻数を示す文字の
 部分だけ破れている。わたくしは同館に赴いた昭
 和四十七年夏、お世話になったお礼でとて、
 木村氏にその世間では反古同然の表紙表紙二枚を
 手渡した。よけいな押しつけだったかもしれない
 が、多分今ごろは、的確な処理で同館蔵のこの書
 の二巻以後のどれかの表紙を補っているだろうと
 思う。これは、近世文学に志しながら早く没した
 家兄が、大正年間に京都で入手したものであった。
 (水野稔先生の文章)



中野三敏 『師恩』 忘れ得ぬ江戸 文芸研究者

岩波書店 2016年1月刊

本は直すもの/直されるもの

例の二階から一冊というんで、常規(つねの
 り)の『蛇之助五百韻』の痛み本をわけて貰っ
 たことがある。この時も真つす藤園堂へ持参
 したら、あすこは我々には見せてくれんで、と
 聊か口惜しそうな口ぶりだったが、すぐに、こ
 れ直りますよ、一寸預かりましたよという事
 になり、一週間ほどしたら、実に見事に本が生
 き返ったのには一驚した。見かけはそれほど器
 用には見えないのに、その後も折々見世先で張
 り板を持ち出して、唇をなめなめ、虫直しや修
 打りに御出精の現場に出くわした。簡単な補修
 や糸の綴直しもそれからおおい教わったのも
 のだった。遊女評判記の稀本『桃源集』の丹表
 紙が半分さげられていたので、別の丹表紙をはぎ
 合わせて、どうです、つぎ目がわかりますか、
 と御自慢だった様子が、今も目の前にアリア
 と想い浮ぶ。



先入観をもたない(同じ本)



山東京伝全集より

NO IMAGE

早稲田大本:へ13_01774

規制と書物

◇天保十三年(1842)六月四日「町触」抜粋現代語訳 (『江戸町触集成』13643)

〔錦絵と合巻を統制する町触〕

近來、合巻と称する絵草紙の類は、絵柄などが格別に入り組
 み、主に歌舞伎役者の似顔や芝居の趣向などを書き綴り、表
 紙や袋などに彩色を用い、無益なことに手数をかけ高い値段
 で売り出していることが問題であるので、これまでの仕入れ
 分は決して売買してはならない。今後は、**似顔や芝居の
 趣向などは止め、忠孝貞節などをもとにし、子供や
 女性に善を勧めるうえて役立つよう書き綴り、絵柄も省略し、
 無用の手数をかけないように改め、表紙・袋などに彩色
 を用いることはかたく無用にせよ。**新版が出来する時
 は町年寄の館市右衛門方へ差し出し、検閲を受けること。
 【佐藤至子著書参照】



孝信開運日記
 (こうしんかいいうんにつき)
 巻冊:三巻(架蔵本は下巻1冊のみ)
 著者:狂訓亭(為永)春水
 画工:浮世庵国直(歌川国直)
 成立年:天保十四(1843)年
 分類:合巻
 書肆:森屋治兵衛



朧月猫草紙後印本



朧月猫草紙初編 初印本(天保13年)

女芸者が普通の女性へ改刻

佐藤悟「挿絵から見た近世小説史」(岩波講座日本文学史)より



中野三敏『江戸の板本』より

◇印(刷・摺)

※いわゆる**ベスト・セラーズ**とも言うべき本には、**改板本
 や後印本が数多く存在することになるが、その場合、
 刷り出した書肆が、初版の板元と同じ場合には覆刻
 (改板)本の存在の比率が高く、書肆が変わっている場
 合は、初板と同板の後印本や補修本である率が高い。**
 これは、書肆が変わるという事は、即ち変わった方の書肆が、その板を前の書
 肆から買い求めたことになる(これを「求板」と言う)ので、買い求めた
 側は当然そのために投下した資本を、その本を刷り出して販売することに
 よって取り戻さねばならないので、買い求めた板木をそのまま利用するか、
 若干の補修を施した形で刷り出すことになる。即ち後印本や改題本などの
 補修本を作るわけである。ところが初板の書肆そのまま続けて板元として
 刷り出す場合は、後印本を刷り出してゆく内に板の痛みが進行するので、
覆せ彫りを行って改板する機会が多くなるのである。



表紙 直政画



表紙 芳春画



覆せ彫り



書誌のとりづらい本？



上中下の三冊 (≡錦絵三枚続)



本文も確認すべき。とくに柱題などの確認は重要



当該書目でわかること / D B等からわかること 【検証可能】



慶応元年 (1865)

嘉永四 (1851) 年株仲間再興後と目される書物



株仲間再興後と目される書物

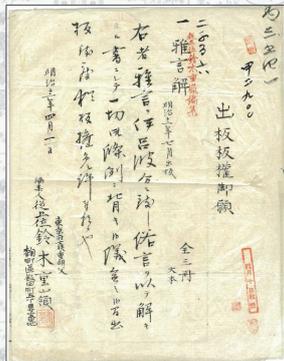
小口を残して三方を裁つという簡易製本 = 【切附本】 但し半紙本の大きさ

◇明治八年九月三日「出版条例」抜粋 (一部表記改変)

- 第一条 図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版セントスル者ハ、出版ノ前ニ内務省ヘ届ケ出ベシ。(略)
- 第二条 図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版スルトキハ三十年間専売ノ権ヲ与フベシ。此ノ専売ノ権ヲ「板権」ト云フ。但シ板権ハ、願フト願ハザルトハ本人ノ随意トス。故ニ板権ヲ願フ者ハ願書ヲ差出シ、免許ヲ請フベシ。其願ハザル者ハ、各人一般ニ出版スルヲ許ス。
- 第二十条 圖書刻成ノ上ハ製本三部ヲ内務省ヘ納ムベシ。其板権ヲ得ル者ハ、外ニ免許料トシテ製本六部ノ定価ヲ納ムベシ。納本セズ及免許料ヲ出ササル者ハ発売ヲ許サズ。但シ出版ノ上、毎部定価ノ印ヲ押スベシ。
- 第二十一条 出版ノ図書ニハ著訳者ノ住所氏名ヲ記ス。著訳者ノ主名ヲ知ルベカラザル者ハ其由ヲ記スベシ。而シテ何年月日出版ハ何年月日板権免許上記シ、板主ノ住所氏名ヲ記スベシ。氏名ヲ記セズシテ別号ヲ記スルコトヲ得ズ。



版権免許



出版板権願書

出版条例以降 (有板権)



明治十三年(一八八〇)五月 吉田小吉 | 銭5厘
 事件報道の拡大は、口説(くどき)節やちよぼくれ(浪花節の前身)、祭文などの大道芸や門付芸にまで数々な題材を提供しているが、そうした際物的出版物でも出版人や住所、定価が示される。



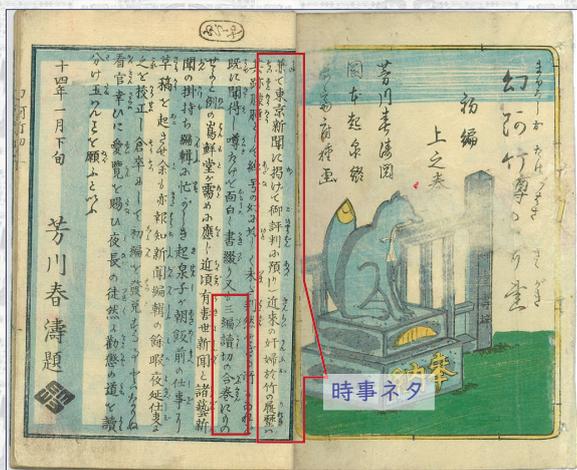
幻阿竹噂廻聞書 三編九冊読切

明治14.1序
 発行元(扉等): 島鮮堂
 柱題: 幻阿竹初上(初中、初下)
 出版免許年時: 明治14.1.6御届
 出版人: 網島亀吉



無版權本

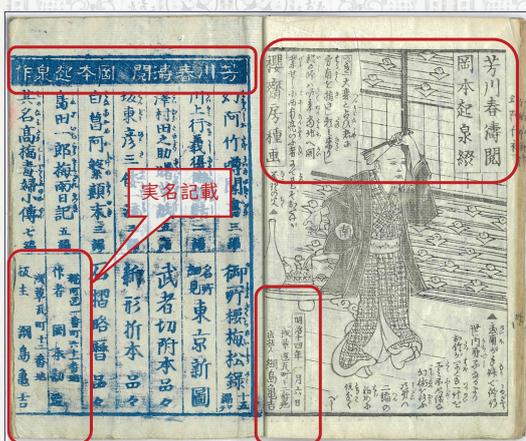
【要注意】版権免許を願わない本は「各人一般に出版スルヲ許ス」と出版条例第二条にあり、だれでも出版することが可能であった。版権免許を交付されていない本の忠実なコピーを作って売り出すことを翻刻といい、そうした本を【翻刻本】と呼ぶ。
 奥付に記載された【翻刻人】の扱いには注意する必要がある。本屋の主人自らが翻刻人となって出版した場合なども存するのである。



時事ネタ



【翻刻本】異本



実名記載

明治本で確認しうる「出版人」というのは、明治20年の出版条例以前に使用された用語で、文字通り出版の法的な主体となる個人を指す。明治八年条例にいう「板(版)主」である。



和装活版本とボール表紙本
 木版本から活版本へ
 (明治10年代~20年代)

古典籍=技術や流通のなかで
 フォーマットを変えていく

国文研 近代書誌・近代画像DB

http://base1.nijl.ac.jp/~kindai/index.html

国文研 明治期出版広告DB

http://base1.nijl.ac.jp/~meiji_pa/

近代文献調査マニュアル 別冊

2015.05.31 増訂



国文学研究資料館・調査収集事業部

TEL: 050-5533-2800 (代)
050-5533-2918, 2914 (調査収集部)

https://www.nijl.ac.jp/pages/images/youryou_kindai_betsu.pdf



以上で講義をおわります。
ご静聴ありがとうございました。